

(公社) 日本栄養士会の栄養ケア・ステーションとして認定されました

認定栄養ケア・ステーション スープトニク神崎川駅前店、消防署前店

活動地域：大阪市を中心に活動

活動内容：当ステーションは大阪市淀川区と都島区にあるマルゼン薬局と一体化しており、処方箋をお持ちでなくても、地域の方々や他職種の方々が気軽に立ち寄れるような相談場所となることを目指しています。

主な活動としては、①ステーション内での栄養相談 ②訪問栄養食事指導（歯科と連携） ③社会福祉協議会や地域包括と連携した地域イベント講師 ④保育園での食育活動 ⑤レシピなどの栄養情報発信 ⑥栄養補助食品の販売やサンプル提供など、さまざまな活動をしています。

薬局薬剤師をはじめ、クリニックの医師・訪問看護師、居宅介護支援事業所のケアマネ・ヘルパー等他職種の方々や、地域包括支援センター・社会福祉協議会などの行政と連携を図りながら、一人ひとりの疾患やライフスタイルに合わせて毎日の食事から健康につながるようご提案させて頂き、低栄養からフレイルまでの気づき、ヒント、栄養ケアの重要性を広める活動に貢献します。

認定栄養ケア・ステーション在宅栄養もぐもぐ大阪

活動地域：大阪北摂地域（吹田市・豊中市・箕面市・摂津市）

活動内容：①訪問栄養食事指導（医療保険・介護保険）

高齢者・医療的ケア児・ターミナル期の患者様

治療食・嚥下食・低栄養の指導及び調理指導

指導対象者は患者様、ご家族、ヘルパー等

②外来栄養食事指導

③保健所からの訪問栄養食事指導

④地域の一般高齢者対象のセミナー講師

⑤在宅栄養に関する研修会講師・執筆

⑥行政の介護予防事業・総合事業

赤ちゃんから高齢者まで、在宅での食支援を望んでおられるの方々への対応を目指しています。

みなさんご存知ですか

Q 入院時食事療養費に係る検食は医師、管理栄養士、栄養士のいずれかが実施すればよいか

A そのとおり

今年度、厚生労働省から出された疑義解釈の内容です。検食については毎食、医師と栄養士（管理栄養士）の2名が実施しなければならないとされているかもしれませんが、疑義解釈のとおり医師、管理栄養士、栄養士のいずれかがかまいません